

(その1)

収 支 報 告 書

会計	繰越	検算	伝記		
⑤	⑤	④	④	④	④

※該当箇所に ☒ すること。

政 治 団 体 の 区 分

- ☐ 政 党
- ☐ 政 党 の 支 部
- ☐ 政 治 資 金 団 体
- ☐ 政治資金規正法第18条の2
第1項の規定による政治団体
- ☒ そ の 他 の 政 治 団 体
- ☐ その他の政治団体の支部

活 動 区 域 の 区 分

全国（2都道府県以上）

(ふりがな)

こうせいかい

1 政治団体の名称 公政会

2 主たる事務所の所在地 東京都千代田区永田町2-2-1
衆議院第1議員会館1022号室佐藤公治事務所内

3 代表者の氏名 佐藤 公治

4 会計責任者の氏名 神戸 淳司

5 令和 5 年分

団体コード	1	3	0	0	0	4	2	9	1	0	0	1	1	0
前年繰越額	11,402,061 円													

事務担当者の氏名

電話番号

資金管理団体の指定の有無

☒ 有 ☐ 無

公職の種類 衆議院議員 (現) 候

資金管理団体の届出をした者の氏名 佐藤 公治

国会議員関係政治団体の区分

- ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体
- ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 佐藤 公治

公職の種類 衆議院議員 (現) 候

(※) 資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消しをした場合のみ記入のこと。

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

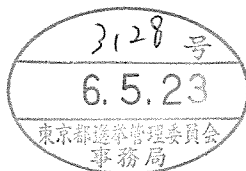
令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入のこと。

受 付	審 査	確 認	消 込

101670

2106



(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額		15,102,156
	(前 年 か ら の 繰 越 額)	11,402,061
	(本 年 の 収 入 額)	3,700,095
支 出 総 額		0
翌 年 へ の 繰 越 額		15,102,156

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費		
金 額		0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)		0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分		金 額
	(ア) 個 人 か ら の 寄 附	1,700,000
	(うち 特 定 寄 附)	0
	(イ) 法人その他の団体からの寄附	0
	(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	2,000,000
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)		3,700,000
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)		0
イ 政党匿名寄附		0
合 計 (ア + イ)		3,700,000

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入			
行番号	事業の種類	金額	備考
1	その他の収入	95	
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	この頁の小計	95	
	合計	95	

(その6)

[illegible]

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
1	秋山真一郎	200,000	R5/8/15	東京都大田区田園調布1-37-9	会社役員	
2	中山信子	1,500,000	R5/12/25	東京都品川区大井7-18-17-311	無職	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	1,700,000				
	そ の 他 の 寄 附	0				
	合 計	1,700,000				

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
1	陸山会	1,000,000	R5/6/20	東京都港区赤坂2-14-9ライオンズマンション赤坂志津林305号室	小沢一郎	
2	陸山会	1,000,000	R5/12/12	東京都港区赤坂2-14-9ライオンズマンション赤坂志津林305号室	小沢一郎	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	2,000,000				
	そ の 他 の 寄 附	0				
	合 計	2,000,000				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☐ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和6年 5月 20日

政治団体の名称 公政会

会計責任者の氏名 神戸 淳司



代表者の氏名 （代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

令和6年5月7日

公政会

代表 佐藤 公治 殿

登録政治資金監査人

西川 淳史



登録番号 第 5843 号

研修修了年月日 令和4年3月18日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、公政会の令和5年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行なった。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、公政会の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると西川淳生が判断したため、A&Kパートナーズ税理士法人（本店）秋山税理士事務所（東京都世田谷区等々力4-5-13）において行なった。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、公政会に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

- (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。
- (4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

公政会と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。
また、公政会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上